

1 令和5年12回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日 時 令和5年12月11日(月)  
開 議 午後1時30分  
閉 議 午後2時15分

3 会 場 稲城市役所4階 議会会議室

4 出席委員

1 番 松本 一宏	2 番 金井 司	3 番 笹久保 栄人
4 番 笹久保 橋寿	5 番 高橋 一郎	6 番 川村 あや
7 番 松本 信之	8 番 佐脇 博吏	
10 番 小宮 尚幸	11 番 上原 徳和	12 番 石井 篤司

5 欠席委員

9 番 大久保 一弘

6 事務局

局 長	関 口 美 鈴
係 長	佐 藤 江美子
書 記	原 島 啓 太

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 第30号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第38号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (5) 第39号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (6) 第40号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議 長 本日は、9番 大久保委員が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和5年第12回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、12番 石井 篤司君、2番 金井 司君を指名いたします。次に日程2、第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号3号および6号については、令和5年11月28日に地元委員の上原委員と、受付番号4号および5号については、松本 信之委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号3号および6号について上原委員より説明願います。

上原委員 11番委員の上原です。受付番号3号および6号については、令和5年11月28日に事務局と現地確認を行った結果、3条許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 続いて受付番号4号および5号について松本委員より説明願います。

松本委員 7番委員の松本です。受付番号4号および5号については、令和5年11月28日に事務局と現地確認を行った結果、3条許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

会長 No.6の案件は田んぼの水利ということですか？この田んぼは譲受人以外に耕作者はいますか？

上原委員 現在は譲受人のみです。周りに農地を所有している方はいますが、柿などを植えており、田んぼはやっていません。

議長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第29号議案については承認されました。次に日程3、第30号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号214号については令和5年11月28日に地元委員の松本 信之委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号214号について松本委員より説明願います。

松本委員 7番委員の松本です。受付番号214号については令和5年11月28日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第30号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第30号議案については承認されました。次に日程4、第38号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程5、第39号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程6、第40号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和5年第12回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時15分閉会)